

## 西川町公式ホームページ広告掲載要領

(令和6年4月1日西つ第9号)

(趣旨)

第1条 この要領は、西川町広告掲載要綱(令和5年3月町告示第13号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、西川町公式ホームページに広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(広告掲載の範囲)

第3条 要綱第3条第17号に定める町長が不適当と認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) リンク先のウェブページの内容が不適切であるもの
- (2) その他つなぐ課において不適当と認めるもの

(広告掲載の募集)

第4条 町長は、町が発行及び管理する広報媒体(要綱第2条に規定する広告媒体をいう。)により広告掲載希望者を募集するものとする。

(広告の規格等)

第5条 1枠あたりの広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 横330ピクセル×縦110ピクセル
- (2) 形式 J P E GまたはP N G
- (3) データ容量 100K B以下

(掲載の位置等)

第6条 広告の掲載位置は、町公式ホームページ内の指定した位置とする。

2 広告の掲載順序は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告で町長が特に認めるものはこの限りではない。

(掲載期間の単位)

第7条 掲載単位は、1ヶ月とし、連続する掲載回数は、同一年度内において最大12回、12枠とする。ただし、掲載枠に空きがある場合については、この限りでない。

2 広告の掲載開始日は、原則として月の初日とする。

3 広告の掲載終了日は、原則として月の末日とする。

(広告料)

第8条 広告料は、別表1のとおりとする。

2 広告料は、掲載の決定後、町長が指定する期日までに、一括納付するものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告を希望する者は、要綱第8条の規定により、随時、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、つなぐ課の審査を経て、広告掲載の適否を決定し、速やかに申込者に通知するものとする。

2 広告掲載の決定を受けた者は、町長が別に指定する期日までに、掲載しようとする広告の画像ファイルを電子媒体により提出するものとする。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表 1

	要綱第 14 条に規定する団体	広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合	左記以外
1 枠 / 1 ヶ月	減免	5,000 円	10,000 円

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。